

区における母子生活支援施設の今後の方向性について

1 主 旨

今般、児童虐待やDVの増加、子どもの貧困、子育て家庭の孤立など子どもやその家庭を取り巻く課題は多様化、複雑化している。区では、区内3ヶ所(区立:パルメゾン上北沢、民立:母子生活支援施設かわだ、ナオミホーム)の母子生活支援施設において、母子家庭等の自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所者への相談支援等アフターケアを行っている。

区は、今年度の児童相談所開設を見据え、かねてより予防型施策の充実を推進してきたなか、児童相談所設置区として母子生活支援施設の設置認可や指導権限を有することともなった。このことを踏まえ、区内にある母子生活支援施設をさらに広い視点で活用し、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、今後の母子生活支援施設のあり方について、令和元年度に、外部委員を含めた「世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、各施設が抱える課題の整理や目指すべき方向性等の検討を行った。この検討を踏まえ、子ども計画(第2期)後期計画のひとり親家庭の支援として、母子生活支援施設の多機能化と質の維持・向上を図っていくこととした。令和2年度は、母子生活支援施設と関係所管を中心に、検討委員会での検討結果を踏まえ、具体的な機能充実に向けてさらに関係機関等含め検討を進めている。

社会状況の変化やひとり親家庭のニーズの多様化に対応するため、検討委員会報告書等を踏まえ、今後の区における母子生活支援施設の方向性を定め、取り組みを進める。

2 この間の国や東京都の動き

国では、平成28年の児童福祉法の改正において、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重されること、最善の利益が優先して考慮されることが理念として明確化された。平成29年度に策定された「新しい社会的養育ビジョン」では、母子生活支援施設においては、入所母子への支援だけでなく、地域で生活するひとり親家庭や特定妊婦も含めた取り組みの強化など地域に開かれた母子生活支援施設として多様なニーズへの対応も求められている。

また、東京都においても、国の動向を踏まえ、令和2年度からのひとり親家庭支援計画(第4期)を策定したが、その中においても母子生活支援施設は、課題を有する母子への支援として重要な位置づけとなっている。

3 検討委員会での検討内容

別添、検討委員会報告書のとおり

4 区内母子生活支援施設の現状と課題

(1) 現 状

施設の概要について

施設の概要や設置類型、設備面については、報告書P5を参照

入所世帯数の推移について

入所世帯数は、平成30年以降減少傾向にある。これは、東京都の住宅政策である都営住宅への当選率が上がったことや、母子生活支援施設に入所の対象となるひとり親家庭が、施設での集団生活を好まないなど価値観の変化があることが要因と考えられる。

なお、パルメゾン上北沢については、令和2年度からの大規模改修工事のため、平成30年4月頃から入所世帯数を一時的に制限している。区内の国立施設の入所は増加していない。

区内施設の入所世帯数の推移の詳細については、報告書P6を参照

この間の取り組みについて

各施設では、入所者支援のほか、DV等から保護する緊急一時保護事業（パルメゾン上北沢、ナオミホームにて実施）や親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援である母子一体型ショートケア事業（かわだにて平成25年度より実施）を実施している。また、他自治体からの広域入所の受け入れ（ナオミホーム、かわだにて平成24年度より実施）を行っている。

平成25年度から平成29年度にかけては、東洋大学との協働研究の一環として、母子家庭の抱える問題の理解と効果的な支援を行うためのスキル習得とソーシャルワークの向上を目指し、協働研究で作成したチェックシートを活用しながら当事者への支援を実施した。その後、当事者主体の相談支援研修として母子生活支援施設や子ども家庭支援センター、保育園等の子どもに直接関わる職員を対象に実施している。

緊急一時保護、母子一体型ショートケア事業の実績は、報告書P7を参照

区のこれまでの取り組みについては、報告書P11～12を参照

各施設で担っている機能については、別紙1参照

（2）主な課題

検討委員会での議論やこれまでの取り組み状況等を踏まえ、以下のとおり主な課題をまとめた。

ひとり親家庭のニーズの多様化

- ・ ひとり親になってもできる限り子どもの環境を変えず、地域の中で生活したいという意向を持つ保護者がいる。
- ・ 施設の中で支援を受けるよりも、他者からの支援を受けることに対する抵抗感があり、施設で生活する上での制約に対し、不自由さを感じる保護者がいる。
- ・ 施設の老朽化、狭隘化など設備面が今の生活スタイルと乖離している一方で、母子生活支援施設入所者が都営住宅へ入りやすくなったこと等により、入所世帯が減少している。
- ・ 社会状況が急速に変化するなか、母子生活支援施設が、様々な課題を抱え複雑化しているひとり親家庭のニーズに的確に 대응することが難しくなっている。

社会状況の変化に合わせた施設の機能強化の必要性

- ・ 特定妊婦の受入
 - ・ 地域のひとり親家庭支援として開かれた施設（母子一体型ショートケア事業やショートステイ事業など多様な支援メニューの拡充）
 - ・ DV被害者の保護の機能と開かれた機能の施設としての両立
- 施設の支援力向上（人材づくり）の必要性
- ・ 当事者視点による支援の必要性（特に子どもへの直接的支援の強化）

- ・ 入所者との積極的な関係性の構築
- ・ 母子の状況に合わせたキャリアデザイン支援の強化
- ・ 退所後に地域で暮らしていくことを見据えた地域資源と協働した支援の充実
- ・ 区立児童相談所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携強化

5 今後の方向性

母子を分離せず一体で支援できる唯一の児童福祉施設である強みを最大限に活かし、子どもの最善の利益を優先して考慮しながら、貧困や虐待の連鎖を断ち切る視点を持って、入所者だけでなく広くひとり親家庭等も含めて支えていく地域のひとり親家庭支援の拠点を目指す。

(1) 目指す支援の方向性(6つの柱)

社会的養育支援の役割を担う

(愛着形成・親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援について)

施設は、施設内・施設外でのひとり親家庭の親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援を行う。施設の支援としては母子一体型ショートケア事業等の機能をメインとした親子の関係づくりに向けた支援や、地域の中での養育里親などへの子育ての支援を担う。

施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を行う

施設は、親と子の子育てと仕事の両立を支えるためのライフステージに合わせたキャリア形成支援を行う。自立支援の柱となる自立支援計画の策定、親の就業支援、親子の学習支援など、日々の生活の中で支援をする。自立支援計画に関しては、子ども家庭支援センター等の関係機関と一体化した支援を行う。

地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う

施設は、区内のひとり親が施設内で暮らすか、地域で暮らすか今の状態を問わず、様々な状態にある母と子が継続的に、安全で安心な暮らしができるように居場所機能を担う。

また、入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭に対して、子育て相談や、施設内保育など、施設機能も活用したサービス提供のできる開かれた施設とする。必要に応じて、地域団体等と連携・協働し、多様なニーズに対応する。

地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う

施設は、DV や虐待被害者への対応として、シェルター機能を確保しつつ、特定妊婦、地域で生活する困難を抱えた家庭など、ハイリスクの家庭に対しても地域で支えていく役割を担う。

ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり

施設は、ソーシャルワーク機能を担う職員の育成を行う。入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭等に対して、支援の専門性が求められることから施設職員のキャリアパスの仕組みをつくり、新たな機能を担う当事者主体のソーシャルワークの役割を果たす人材づくりを行う。

施設の条件にあった事業の見直しを行う

区は、母子生活支援施設の多機能化として施設が地域支援機能を担うために、施設への支援等について検討する。施設における人材育成のための研修の充実や、既存施設の多機能化について、ひとり親家庭支援拠点としての施設づくりのバックアップを担う。

(2) 目指す母子生活支援施設の姿

地域のひとり親家庭を支援する拠点として、方向性の6つの柱を実現するために、以下の施設運営を目指していく。なお、施設の安全性を保持しながら、母子生活支援施設が持つ様々な機能を活かし、地域のひとり親家庭等にも開かれた支援を展開していく。

小規模化

現在の社会状況や生活スタイル、また、様々な課題を抱えるひとり親家庭の個々のニーズにきめ細かく対応するため、受入世帯数を絞り、入所者へのハード面・ソフト面での支援を充実する。

多機能化

入所者支援だけでなく退所者や地域のひとり親家庭等も利用できる、親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援やDV等保護をはじめ、子育て支援や学習支援、食の支援等の様々な支援を実施することで、地域のひとり親家庭等を妊娠期から高校生世代期頃まで地域の支援者とともに切れ目なく支えていく。

別紙2「地域のひとり親家庭支援拠点に向けて」を参照

【多機能化の考え方】

- ・ 「生活支援×就労・キャリア支援×子育て支援×学びの支援」を組み合わせた多機能化により、必要な支援に“つながる”きっかけを多面的に展開する。
- ・ 何かで“つながれ”ば、同じ施設内で様々な支援に“つながる”ことができ、今の生活の安定と安心につなげていく。
- ・ 施設だけで完結させず、利用者が地域の支援者とも“つながる”ことで将来の生活の安定と安心につなげていく。

支援の質の維持・向上

当事者を主体とした支援を確実に実践するために、3ヶ所ある母子生活支援施設の理念・方針を共有するとともに、施設の人材育成や支援内容の標準化を図る「(仮)母子生活支援施設の支援者のガイドライン」を作成し、施設合同の研修等により支援の質を維持・向上させ、地域の支援者や児童相談所、子ども家庭支援センターと連携を強化しながら支援を行う。

(3) 今後の施設における機能整備に向けて

緊急性の高い支援の強化について

新型コロナウイルス感染症拡大による生活不安やストレスでのDV被害の増加や深刻化が懸念されている状況を踏まえ、緊急一時保護事業や母子一体型ショートケア事業といった緊急性の高い支援については、先行して機能強化していく。

【令和2年度実施】

緊急一時保護事業の拡充

区立施設での緊急一時枠を1室から2室へ拡充(6月1日より実施) 計3室

【令和3年度の取り組み】

親子の関係づくりなど構築・再構築のための支援である母子一体型ショートケア事業を拡充する。

令和2年度：1室(かわだにて実施)

令和3年度：2室(かわだ1室+区立施設1室)

各施設の機能整備について

地域のひとり親家庭支援拠点を目指し、退所者支援の充実を図るとともに、各施設において以下のとおり機能を整備していく。

ア 民立施設の機能整備

検討委員会の結果やその後の検討を踏まえ、地域のひとり親家庭支援拠点に向けて、施設同士や区と連携しながら、民立の2施設は各運営法人の強みを活かし、小規模化、多機能化に向け、定員の見直しや施設ごとに地域支援等の必要な機能を検討し、整備していく。

(ア) ナオミホーム

- ・ 老朽化及び狭隘化により令和3年度から4年度にかけて保育園部分も含め改築し、居室面積の拡大や居室内浴室の設置、交流スペースの整備等を行う。(改築については、国の次世代育成支援対策施設整備交付金に基づき、一部費用を補助する。)
- ・ 令和3年度の仮施設への移転の際に定員見直し(世帯数減)を行う。
- ・ 改築後の令和5年度に地域支援の充実等多機能化を進める。

(イ) かわだ

- ・ 入所世帯数の現状と国の基準を踏まえ、令和3年度に定員見直し(世帯数減)を行う。
- ・ 地域支援の充実等多機能化について定員見直しに伴う施設機能の整備に合わせ、今後協議していく。

イ 区立施設の機能の検討

区内にある施設が地域のひとり親家庭支援拠点としての役割を担うために、民立の施設の今後の整備状況を見据えるとともに、母子生活支援施設の方向性(6つの柱)を踏まえながら、区立の母子生活支援施設がその中核を担う施設としての役割についてさらに検討していく。

【主な検討内容】

- ・ 民立施設を補完する区立施設の役割(定員枠、緊急対応、広域受け入れ、民立施設のバックアップ等)の検討
- ・ 母子生活支援施設を活用した社会的養育支援や、10代からの孤立した女性への支援・孤立予防・自立支援に向けた取り組みの検討

令和3年度にかけて区立施設の役割を検討したのち、新たな機能を有した区立施設の運営事業等を令和4年度に見直し、令和5年度からの新たな展開を目指す。

6 今後のスケジュール(予定)

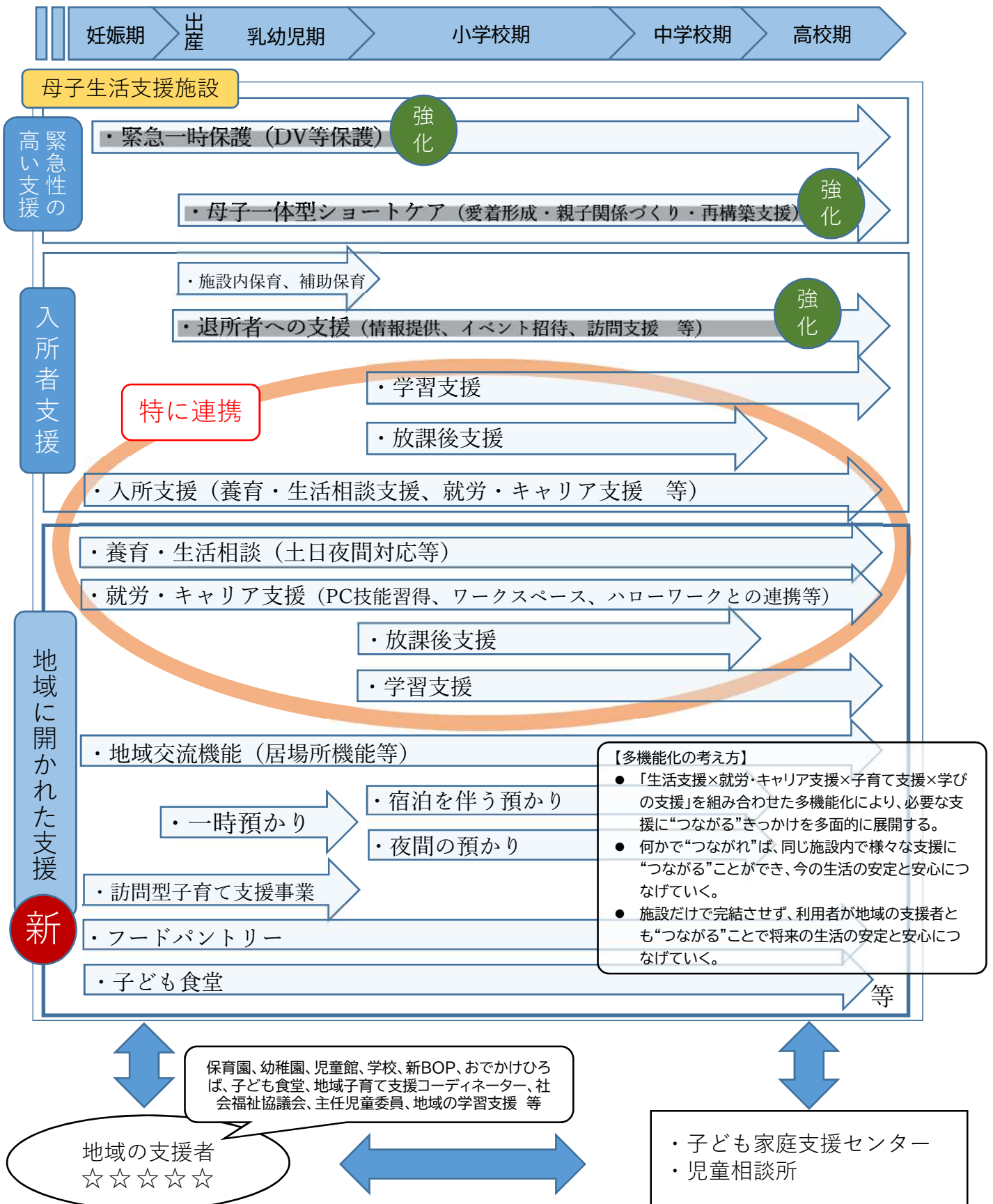
令和3年度	ガイドライン及び区立施設のあり方の検討(令和2年度から継続) 区立施設での母子一体型ショートケア事業の実施
4年度	区立施設の運営事業等の見直し
5年度	区立施設・民立施設の新たな展開

区内母子生活支援施設の主な機能比較について（令和 2 年度現在）

施設で行っている機能	内 容	パルメゾン上北沢	母子生活支援施設かわだ	ナオミホーム
緊急一時保護事業	緊急に保護を要する母子を一時的に指定施設へ入所させて必要な保護、相談、指導等の応急的措置を行う。単身の女性の保護も可能。	○ (2室) R2 1室 2室	×	○ (1室)
母子一体型 ショートケア事業	見守りが必要な母子等に対し、母子生活支援施設において、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげる。親子関係の構築の場としても活用する。	×	○ (1室)	×
施設内保育	施設内で保育を行う。保育園入園までの間、施設内での代替的な保育。家事を行うための一時的な補助保育なども含む。	○ (保育士配置)	(補助保育のみ)	○ (保育士配置)
学習支援 (施設内)	施設内で学習に遅れのある子どもや、学習に不安がある子どもに、施設の職員やボランティアなどを活用し、学習支援を行う。	○ (ボランティア活用)	○ (学習塾活用)	○ (施設職員により実施)
心理相談	心理士による心理相談などを実施する。	○	○	○
地域へのアウト リーチ支援	地域のひとり親等へ、職員やボランティアスタッフが訪問等を行い、支援を実施する。	(退所者への訪問) R3 試行 本格実施	(退所者への訪問)	○ (ホームスタート事業) (退所者への訪問)
施設開放	施設内の居室等を活用し、施設内の事業を地域展開、もしくは地域の団体等に貸し出す。	○ (一部地域団体に貸出)	×	×

「○」：実施、「 」一部実施、「×」未実施

地域のひとり親家庭支援拠点に向けて ～ライフステージごとの事業例示（イメージ）～



令和元年度世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会報告書【概要】

別紙

1 検討委員会の設置

(1) 設置趣旨

区では、令和2年度からの児童相談所開設に向けて、予防型施策の充実を推進しているところである。また、児童相談所設置市として母子生活支援施設の設置認可や指導権限を有することとなる。一方、国は、平成29年度、児童福祉施設である母子生活支援施設について、唯一、母子を分離せずに共に支援ができるという強みを活かし、新たに母子生活支援施設を活用した、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する「産前・産後母子支援事業」を創設し、さらに「新しい社会的養育ビジョン」では、地域に開かれた母子生活支援施設のあり方を示した。

今後、予防型施策の充実等を図るため、区内の母子生活支援施設(3か所)を有効活用していく必要がある。しかし、現在、入所世帯数の減少が続いている。私立母子生活支援施設においては、施設の改修により設備面の充実も図ってきたところではあるが、区立母子生活支援施設においても大規模改修の時期を迎えるなか、新たな役割を担っていく設備面、施設の老朽化への対応は大きな課題となっている。

このようなことから、子ども・子育て会議における予防型施策の検討に併せ、区内母子生活支援施設をさらに広い視点で活用していくことなどを含め、今後の区内母子生活支援施設のあり方について検討するため、世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会を設置し、その結果を令和2年度からの子ども計画(第2期)後期計画に反映させ、予防型施策の推進を計画的に行っていく。

(2) 検討委員会の経過

- 第1回 6月21日 区内母子生活支援施設の課題検討等
- 第2回 8月28日 施設の機能と地域資源との関係性の確認等
- 第3回 11月1日 施設の今後の展望等確認等
- 視察 1月16日 大田区ひまわり苑視察
- 視察 1月21日 新宿区かしわヴィレージ視察
- 第4回 1月31日 今後の方向性についての検討等

※委員名簿

所属	名前
東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授	森田 明美
江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科 准教授	我謝 美左子
東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 講師	上田 美香
子ども・若者部長	澁田 景子
子ども・若者部 子ども家庭課長	増井 賢一
烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長	大里 貴代美
玉川総合支所保健福祉センター生活支援課長	須田 将司
玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課長	石崎 泰江
児童相談所開設準備担当部児童相談所運営計画担当課長 (第1回～第3回)	土橋 俊彦
児童相談所開設準備担当部児童相談所運営計画担当課長 (第4回)	河島 貴子
生活文化部人権・男女共同参画担当課長	小野 恭子

2 区内母子生活支援施設の現状

区内母子生活支援施設の概要 (令和2年3月1日現在)

平成30年以降、入所世帯の減少傾向にある。これは、東京都の住宅政策である都営住宅への当選率が上がったことや、母子生活支援施設に入所の対象となるひとり親世帯が、施設での集団生活を好まないなど価値観の変化があることが要因と考えられる。

なお、パルメゾン上北沢については、令和2年度から実施の大規模改修工事のため、平成30年4月頃から入所世帯数を一時的に制限している。区内の国立施設の入所は増加していない。施設の設置類型や設備面については、右図の通り。

	パルメゾン上北沢	母子生活支援施設かわだ	ナオミホーム
設置類型	区立事堂 ※委託により運営	民立民営	民立民営
運営法人	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	社会福祉法人 河田母子厚生会	社会福祉法人 ナオミの会
建築年	平成7年	昭和45年	昭和50年
世帯数	30世帯 (暫定28世帯)	20世帯 (暫定17世帯)	20世帯 (暫定19世帯)
入所世帯数 (2年3月末現在)	9世帯	10世帯 ※広域入所含む	8世帯
広域入所受入	×	○	○
間取り	1DK/2DK	1K	1K/1DK+和室
浴室	居室内浴室	浴室共用	浴室共用
空調設備	利用者負担	利用者負担	利用者負担
学習室	○	○	○
施設内保育	○	△(補助保育)	○
心理相談	○	○	○
夜間体制	宿直職員及び警備員配置	宿直職員及び警備員配置	宿直職員及び警備員配置
その他	地下1階 集会室・厨房あり	-	-
工事予定	大規模改修 (令和2年6月～3年6月頃)		建て替え (令和3年度～予定)

3 検討委員会での主な意見

※その他、区内施設とは異なる取り組みを行っている施設(2ヶ所)の見学を実施

(1) 母子家庭のニーズの変化と施設に求められる条件について

- 母子家庭の現状を正確に把握し、これまでの支援の不備不足を検討し、今後の支援に求められる職員の支援観や支援方法に関する抜本的な見直しと施設整備の見直しが求められている。
- 今の生活環境が変わることに抵抗が強い母子もいるため、結果的に設備面を理由に断られているケースもある。

(2) 親子関係再構築について

- 子どもの視点から、予防的に日常生活に関わり、親子関係を構築していく必要性への認識が弱く、取り組みも不十分。
- 入所者に対して支援者が関わりにくい状況があるため、入所者の固有の課題を共有し、専門家として母子との関係性の構築を積極的に行うことが必要。
- 母子一体型ショートケア事業について、親子の再統合の場として活用した事例もあり、活用することで親子関係の構築としても機能する。

(3) 当事者が主体となる支援について

- ひとり親の状況理解と当事者の視点に立った支援が必要。特に子どもへの直接的な支援の強化が必要ではないか。

(4) キャリア形成支援について

- 母、子どもの状況を母子と施設側で共有し、今の状況を踏まえ、将来への努力を積み重ねていくために、施設内での保育や就業相談、キャリア形成に向けたキャリアデザイン支援が必要ではないか。

(5) 地域との関係について

- 母子生活支援施設に入所する母子が、地域で暮らしていくことを見据え、母と子が地域とつながり続ける力を獲得していくために、施設側がもっと地域資源と協働し、支援していく意識をもつ必要がある。また、地域で暮らす多数のひとり親のキャリア、暮らし、子育てをワンストップで総合的に支援する機関としての役割を果たすための工夫と努力が求められる。

(6) 他機関との連携について

- 施設・関係機関双方が十分な情報を得ていないままで、結果的に当事者である母子が主体となった支援への役割分担が不十分。
- 地域資源などの活用を踏まえると、他機関との連携ではなく一体となって支援していく必要があるのではないか。

4 区内母子生活支援施設の今後の方向性 ～ひとり親家庭の支援拠点を目指して～

主な課題

- * ひとり親家庭のニーズの多様化
 - ・母子生活支援施設入所者が都営住宅へ入りやすくなるひとり親施策の充実もあるなか、母子生活支援施設が様々な課題を抱えるひとり親のニーズに的確に応えることができなくなっている。またそのことに伴い、入所世帯が減少している。
 - ・ひとり親になってもできる限り子どもの環境を変えず、地域の中で生活したいという意向。
 - ・施設の中で支援を受けるよりも、他者からの支援を受けることに対する抵抗感があり、施設で生活する上での制約に対し、不自由さを感じる。
 - ・老朽化、狭隘化など設備面の生活スタイルとの乖離
- * 社会状況の変化に合わせた施設の機能強化の必要性
 - ・特定妊婦の受入
 - ・地域のひとり親家庭支援として開かれた施設
(母子一体型ショートケア事業やショートステイ事業など多様な支援メニューの拡充)
 - ・DV被害者の保護の機能と開かれた機能の施設としての両立
- * 施設の支援力向上(人材づくり)の必要性
 - ・当事者視点の支援の必要性(特に子どもへの直接的支援の強化)
 - ・入所者との関係性の積極的な構築
 - ・母子の状況に合わせたキャリアデザイン支援の強化
 - ・退所後に地域で暮らしていくことを見据えた地域資源と協働した支援の充実
 - ・児童相談所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携強化



今後の方向性(6つの柱)

- * 社会的養育の役割を担う - 親子関係の(再)構築支援 -
- * 施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える
- * 地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う
- * 地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う
- * ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり
- * 施設の条件にあった事業の見直しを行う

実施に向けた主な取り組み

施設の役割

【社会的養育の役割を担う - 親子関係(再)構築支援について -】

施設内・施設外でのひとり親家庭の親子関係(再)構築支援を行う。施設の支援としてはショートステイ機能をメインとした親子関係構築に向けた支援や、養育里親などの支援を担う。

【施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える】

親と子の子育てと仕事の両立を支えるためのライフステージに合わせたキャリア形成支援を行う。自立支援の柱となる自立支援計画の策定、親の就業支援、親子の学習支援など、日々の生活の中で支援をする。自立支援計画に関しては、子ども家庭支援センター等の関係機関と一体化した支援を行う。

【地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う】

区内のひとり親が施設内で暮らすか、地域で暮らすか今の状態を問わず、様々な状態にある母と子が継続的に、安全で安心な暮らしができるように居場所機能を担う。

また、入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭に対して、子育て相談や、施設内保育など、施設機能も活用したサービス提供のできる開かれた施設とする。必要に応じて、地域団体等と連携・協働し、多様なニーズに対応する。

【地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う】

DVや虐待被害者への対応として、シェルター機能を確保しつつ、特定妊婦、地域で生活する困難を抱えた家庭など、ハイリスクの家庭に対しても地域で支えていく役割を担う。

【ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり】

ソーシャルワーク機能を担う職員の育成を行う。入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭等に対して、支援の専門性が求められることから施設職員のキャリアパスの仕組みをつくり、新たな機能を担う当事者主体のソーシャルワークの役割を果たす人材づくりを行う。

世田谷区の役割

【施設の条件にあった事業の見直しを行う】

母子生活支援施設の小規模化・多機能化、施設職員が地域支援機能を担うために、施設への支援等について検討する。施設における人材育成のための研修の充実や、既存施設の多機能化について、ひとり親家庭支援拠点としての施設づくりのバックアップを担う。



区内母子生活支援施設の目指す姿

地域のひとり親を支援する拠点として、6つの方向性の柱を実現するために、以下のとおり今後の施設の整備を目指していく。

小規模化

(受入世帯数を絞って手厚くケア)



多機能化

(入所者だけでなく退所者、地域のひとり親家庭等も利用できる支援を実施)

施設の安全性を保持しながら、母子生活支援施設が持つ様々な機能を活かし、地域のひとり親家庭支援にも開いていく。また、当事者を主体として支援を確実に実践するために、施設における支援の内容の充実を図る。そのための人材育成や支援内容の目指すべき水準の統一化に向けて、ガイドラインづくりなどを実施する。

区立母子生活支援施設の役割の検討について

- ◆区内にある3施設が地域のひとり親家庭支援拠点として役割を担うために、区立施設がその中核を担う施設として、その役割をさらに検討していく。

令和元年度
世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会報告書

令和2年3月
子ども・若者部 子ども家庭課

◇目次◇

1. はじめに	P3
2. 世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会の設置	P4
3. 世田谷区内の母子生活支援施設の概要	P5
4. 母子生活支援施設のこの間の動きについて	P8
5. 世田谷区のこれまでの取り組み	P11
6. 世田谷区内の母子世帯の現状	P13
7. 母子生活支援施設あり方検討委員会での主な意見	P14
8. 母子生活支援施設あり方検討委員会を踏まえた 世田谷区内母子生活支援施設の方向性 ～ひとり親家庭支援拠点を目指して～	P18
9. 区立母子生活支援施設の役割の検討について	P20
10. 終わりに	P20
《別添資料1》委員名簿	P22
《別添資料2》子ども計画第2期後期計画 P79 抜粋	P22
《別添資料3》母子生活支援施設あり方検討委員会(資料集)	P23

1.はじめに

母子生活支援施設は、昭和22年に制定された児童福祉法の第38条¹に規定されている児童福祉施設であり、施設を入退所する母子に対し、継続的支援を様々に供することをその役割としている。世田谷区内における母子生活支援施設は、昭和16年に世田谷桜寮が設置されて以降、昭和46年までに最大で5施設が設置された。平成21年に施設設備の老朽化と利用率の低迷によりサンライズ世田谷が廃止となって以降、現在区内母子生活支援施設は、区立を含め3施設(区立:パルメゾン上北沢、民立:母子生活支援施設かわだ、ナオミホーム)が母子の自立のための支援を担っている。母子の自立支援においては、DVや虐待などの入所母子の抱える課題も多様化、複雑化しているなか、入所の支援を中心に行ってきたが、施設内での支援の強化のほか、退所後のアフターケアの必要性などが求められるようになり、対応してきた。

国からは、平成28年の児童福祉法の改正において、子どもが権利の主体であること、子どもの意見が尊重されること、最善の利益が優先して考慮されることが理念として明確化され、平成29年度に策定された「新しい社会的養育ビジョン」において、今後の母子生活支援施設においての、特定妊婦の受け入れ、代替的養育、親子での入所機能について示されている。また、東京都においても、国の動向を踏まえ、令和2年度からのひとり親家庭支援計画(第4期)の策定を行っている。その中で、母子生活支援施設については、これまでひとり親家庭支援の一部として内包されていたが、令和2年度からの計画では、母子生活支援施設における支援の項目が一つの章として表出することも検討されており、ひとり親家庭支援の中でも重要な位置づけになっているといえる。これまでの取り組みで見えてきた新たな課題、国・都の動向の中でも、改めて地域に開かれた母子生活支援施設として、地域の子育てニーズへの対応も求められている。

一方で、区内の母子生活支援施設においては、施設の老朽化、狭隘化、設備面が生活スタイルと乖離しているなど、ハード面での課題も抱えている。全ての施設が満室となっていた時期もあったが、現状は、区内各母子生活支援施設全ての施設において利用者の減少が続いており、改めて利用者の視点や、地域で暮らすひとり親家庭等のニーズを踏まえ、機能面・設備面での検証をしていくことが必要となっている。

このような状況は、世田谷区に限らず、全国の自治体においても見られる課題でもある。区内の各施設が抱える課題を把握し、区内の各施設が担う役割を検討した上で、子ども計画(第2期)後期計画や、その後の具体的なひとり親の支援事業を見据え、児童相談所設置後に、子どもが親と地域で暮らしていくため、子どもの保護に至る前の地域資源として、また、子どもと親の再統合に向けた、地域資源として活用することを目標に、あり方を検討していく。

¹ 児童福祉法第38条:

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

2. 世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会の設置

(1)趣旨

区では、令和2年度からの児童相談所開設に向けて、予防型施策の充実を推進しているところである。また、児童相談所設置市として母子生活支援施設の設置認可や指導権限を有することとなる。

一方、国は、平成29年度、児童福祉施設である母子生活支援施設について、唯一、母子を分離せずに共に支援ができるという強みを活かし、新たに母子生活支援施設を活用した、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する「産前・産後母子支援事業」を創設し、さらに「新しい社会的養育ビジョン」では、地域に開かれた母子生活支援施設のあり方を示した。

今後、予防型施策の充実等を図るため、区内の母子生活支援施設(3か所)を有効活用していく必要がある。しかし、現在、入所世帯数の減少が続いている。私立母子生活支援施設においては、施設の改修により設備面の充実も図ってきたところではあるが、区立母子生活支援施設においても大規模改修の時期を迎えるなか、新たな役割を担っていく設備面、施設の老朽化への対応は大きな課題となっている。

このようなことから、子ども・子育て会議における予防型施策の検討に併せ、区内母子生活支援施設をさらに広い視点で活用をしていくことなどを含め、今後の区内母子生活支援施設のあり方について検討するため、世田谷区母子生活支援施設あり方検討委員会を設置し、その結果を令和2年度からの子ども計画(第2期)後期計画に反映させ、予防型施策の推進を計画的に行っていく。

(2)検討委員会の経過

	開催日時	検討内容
第1回	令和元年6月21日(金) 18:00~20:00	・区内母子生活支援施設の課題検討 ・国、東京都、世田谷区の現状、動向の確認
第2回	令和元年8月28日(水) 15:00~17:00	・第1回検討委員会課題整理 ・施設の機能と地域資源との関係性の確認
第3回	令和元年11月1日(金) 18:00~20:00	・各母子生活支援施設長からのプレゼン (施設の今後の展望等確認)
外部視察 (1回目)	令和2年1月16日(木)	大田区ひまわり苑視察 ・施設の特徴について ・施設内のショートケア事業について ・地域との連携について
外部視察 (2回目)	令和2年1月21日(火)	新宿区かしわヴィレッジ視察 ・施設の特徴について ・職員体制、人材育成について ・アフターケアについて
第4回	令和2年1月31日(金) 18:00~20:00	・東京都ひとり親家庭支援計画(第4期)検討委員会の内容確認 ・区内母子生活支援施設の今後の方向性についての検討

3. 世田谷区内の母子生活支援施設の概要

(1) 母子生活支援施設とは

母子生活支援施設とは、18歳未満の子どもの養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが満20歳になるまで利用が可能）である。様々な事情で入所されたお母さんと子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援している。²

(2) 母子生活支援施設の入所について

母子生活支援施設の利用方法としては、世田谷区では、各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課子ども家庭支援センターが相談を受けている。相談を受けた子ども家庭支援センターでは、母子・父子自立支援員が中心となり、施設での支援が望ましい世帯に施設についての説明し、利用を促すなどの対応を行う。利用意向があった場合に、生活状況等の詳細を聞き取り、関係者を交えた入所会議を経て入所が決定される。入所決定後は相談を受けた子ども家庭支援センターが施設の所在する子ども家庭支援センターに引継ぎを行い、日常的な生活面の支援は母子生活支援施設が担っていくが、母子・父子自立支援員と施設が連携を図り、相談対応していく。

(3) 区内母子生活支援施設の設備概要(令和2年3月1日現在)

区内の母子生活支援施設の設置類型や設備については、以下の表のとおりとなっている。

	パルメゾン上北沢	母子生活支援施設 かわだ	ナオミホーム
設置類型	区立事営 ※委託により運営	国立民営	国立民営
運営法人	社会福祉法人 世田谷区 社会福祉事業団	社会福祉法人 河田母子厚生会	社会福祉法人 ナオミの会
建築年	平成7年	昭和45年	昭和50年
世帯数	30世帯 (暫定28世帯)	20世帯 (暫定17世帯)	20世帯 (暫定19世帯)
入所世帯数 (令和2年3月末現在)	9世帯	10世帯 ※広域入所含む	8世帯
広域入所受入	×	○	○
間取り	1DK/2DK	1K	1K/1DK + 和室
浴室	居室内浴室	浴室共用	浴室共用
空調設備	利用者負担	利用者負担	利用者負担
学習室	○	○	○
施設内保育	○	△(補助保育)	○
心理相談	○	○	○
夜間体制	宿直職員 及び警備員配置	宿直職員 及び警備員配置	宿直職員 及び警備員配置

² 出典:社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会ホームページより(一部編集)
<http://www.zenbokyoku.jp/outline/about>

その他	地下1階 集会室・厨房あり	-	-
工事予定	大規模改修 (令和2年6月～ 令和3年6月ごろ)		建て替え (令和3年度～予定)

※各施設の所在地は非公開

(4) 区内母子生活支援施設入所世帯数の推移(令和2年2月1日現在)

平成30年以降、入所世帯の減少に伴い、平成30年度は母子生活支援施設かわだのみが区内施設では暫定定員³設定だったが、令和元年度は3施設全てが暫定定員設定となっている。民立の母子生活支援施設については、他区市からの広域世帯についても入所世帯としては含んでいるが、依然減少傾向にある。これは、東京都の住宅政策である都営住宅への当選率が上がったことや、母子生活支援施設に入所の対象となるひとり親世帯が、施設での集団生活を好まないなど価値観の変化があることが要因と考えられる。

なお、パルメゾン上北沢については、令和2年度から実施の大規模改修工事のため、平成30年4月頃から入所世帯数を一時的に制限している。区内の民立施設の入所は増加していない。



(5) 母子緊急一時保護

母子緊急一時保護とは、DVなどでの保護を必要とする母子(準じる女子を含む)、または、区長が必要と認める場合は、その監護すべき児童を伴わない女性のみを指定する区内の施設へ、一時的(原則2週間以内)に保護する制度である。主に、母子生活支援施設、当該女性が東京都女性相談センター・女性保護施設などへ入所させるまでの間、または、当該母子及び女性が地域に住所を定めるまでの居所(あるいは、宿所提供施設に入所するまでの居所)として利用ができる。

³ 暫定定員:定員と現員の間に常時著しい開差が生じている施設に対して行う是正措置。単年度、3か年度の世帯数や在籍延べ日数から算出する。暫定定員が3年連続となると、定員改定となる。

母子緊急一時保護実績(平成31年4月現在)

	パルメゾン上北沢		ナオミホーム	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数
平成23年度	6	65	7	129
平成24年度	12	237	11	191
平成25年度	10	178	8	95
平成26年度	11	202	8	78
平成27年度	8	98	3	52
平成28年度	11	148	4	67
平成29年度	9	165	3	26
平成30年度	4	58	6	153

・パルメゾン上北沢で1部屋、ナオミホームで1部屋の計2部屋の緊急一時保護部屋があり、その2部屋を活用し受入れを行っている。

・現在の世田谷区が実施している緊急一時保護事業については、概ね2週間程度の期間を定め、受入れを行っている。

(6) 母子一体型ショートケア事業

母子一体型ショートケア事業とは、緊急一時保護事業とは異なり、緊急的な保護の必要はないが、見守りが必要な母子等に対し、育児・家事指導など生活の基礎となる部分の支援を行い、安心して子育てや地域生活を営めるよう、母子ともに滞在型のショートステイを実施し、育児・家事指導を行うことにより、その後の生活支援につなげている。

母子一体型ショートケア事業実績(平成31年4月現在)

	件数	延べ利用日数
平成25年度	4	107
平成26年度	2	38
平成27年度	3	164
平成28年度	8	73
平成29年度	6	80
平成30年度	3	36

・東京都内では、世田谷区と豊島区の2区のみで実施している。世田谷区内では母子生活支援施設かわだで、施設内の空き室を利用し、受入れを行っている。

4. 母子生活支援施設のこの間の動きについて

(1) 国の動向について

母子生活支援施設については、平成28年以降に国の動向として、大きく5点を抜粋する。

① 児童福祉法改正(平成28年6月)

○子どもの福祉を保障するための理念の明確化

【第1条】(子どもが権利の主体であることを明記)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

【第2条第1項】(子どもの意見の尊重、その最善の利益が優先して考慮されることを明記)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○家庭と同様の環境における養育の推進を明記

(里親だけでなく、母子ともに支援ができる施設もその中に含まれる)

【第3条の2】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

② 新しい社会的養育ビジョン(平成29年8月)

平成28年度児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確化し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定。この改正法の理念を具体化するため、新たな社会的養育のあり方に関する検討会により、ビジョンが示された。具体的に母子生活支援施設について明記されている内容については、以下の3点のとおり。

○特定妊婦ケアの在り方

妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する社会的養護体制

(サテライト型母子生活支援施設・・・)のなどの整備が必要である。

○代替養育(代替養育を担う児童福祉施設の在り方)

現行の母子生活支援施設はDVからの保護が重要な役目となり、その結果、それ以外の母子の入所が制限されるなどの問題も生じている。母子生活支援施設は、地域に開かれた施設として、妊娠期から産前産後のケアや親へのペアレンティング教育や親子関係再構築など専門的なケアを提供できるなど多様なニーズに対応できる機関となることが求められる。

○親子での入所機能

母子生活支援施設に関し、地域に開かれた施設とDV対応の閉鎖した施設の区分を明確にして混在しない在り方を提示【国】(平成31年度)

③「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月)

平成28年度に改正された児童福祉法と平成29年度に示された、新たな社会的養育ビジョンで掲げられた取り組みを通じて「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。平成30年度から可能なものから順次速やかに取組を進めつつ、令和元年度末までに新たな計画を策定していただきたいとの趣旨である。なお、世田谷区においても、児童相談所設置に伴い、令和2年度に策定予定である。

○市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組として、「母子生活支援施設の活用について」の記載が入っている。

○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

計画策定に当たっての留意点の中で、母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、平成28年改正児童福祉法により家庭養育優先原則が明記されたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

④産前産後母子支援事業の創設(平成29年度)

平成28年度の児童福祉法の改正を受け、特定妊婦等への具体的な支援の仕組みを検討するため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人などの既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への提供するモデル事業を国が創設した。

平成28年から、横浜市の2施設で母子生活支援施設を活用した産前産後支援のモデル事業を開始。平成29年度より横浜市内全母子生活支援施設で事業を実施している。

横浜市の各母子生活支援施設が産前産後支援事業を始めた経緯としては、児童虐待の死亡事例は0歳が最も多く、そのうち月齢0ヶ月が高い割合であるため、児童虐待防止の観点から、産前産後支援事業に取り組んでいるとのことである。

⑤全国の母子生活支援施設の傾向について⁴

平成28年度に実施された全国母子生活支援施設実態調査報告書によると、全国の稼働中である母子生活支援施設は227施設となっており、平成26年度よりは減少している。また、施設の定員充足率も、平成28年度調査では81.1%となっており、平成26年度の85.1%よりは減少傾向にあることから、全国的にも母子生活支援施設の入所世帯数は減少傾向にあるといえる。

(2)東京都の動向について

東京都では平成27年～令和元年度までの子ども・子育てに関する計画や、ひとり親関連の計画の中に母子生活支援施設の記載がある。東京都の2つの計画の記載について抜粋する。

⁴ 第61回全国母子生活支援施設研究大会資料参照

①東京都子供・子育て支援総合計画(平成27年～令和元年)

次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法に基づき、東京都の計画として策定されている。この計画で掲げられている5つの目標の中に、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」があり、その中のひとり親家庭の自立支援として、母子生活支援施設整備と、母子生活支援施設の支援力向上が掲げられている。主な内容としては、基幹的職員の研修支援や、入居者の生活に資する整備に関して支援を行うとされている。

②東京都ひとり親家庭自立支援計画(第3期)(平成27年～令和元年)

平成14年の母子及び寡婦福祉法の改正や、平成15年の次世代育成支援対策推進法の制定を受け、ひとり親家庭の自立支援を目的に、計画が策定されている。平成27年度からの第3期計画の中でも、課題を有する母子の支援として母子生活支援施設の取組が掲げられている。明記されている内容としては以下の4点。

(母子生活支援施設の活用促進)

○配偶者暴力被害を受けた母子家庭の安全確保のため、引き続き、広域受入れ実施について、区市に働きかけていきます。

○支援を必要とする児童の早期発見や適切な支援に重要な役割を担う要保護児童対策地域協議会の構成機関に、母子生活支援施設を含めるよう働きかけます。

○児童養護施設等に入所した子供の家庭復帰に当たっては、母子関係の調整や再統合を目指しながら生活できるよう、児童相談所と連携して、母子一体型ショートケアの利用につなげるなど、区市町村における母子生活支援施設の活用を進めます。

○適切な支援を受けることにより、課題を有する母子が地域で自立して生活できるよう、退所後のアフターケアの充実、ショートステイやトワイライトステイの実施など、ひとり親家庭の支援拠点としての活用を推進します。

(施設に入所する子供の学習支援の充実)

○入所児童が、標準的学力を備え、退所後に自立できるよう、小学生から高校生までを対象とした学習支援の充実を図ります。

(職員研修等の実施)

○配偶者暴力被害や虐待による影響により、様々な課題を抱える母子世帯に適切に対応できるよう、母子支援の中核となる職員を育成し、施設の支援力向上に努めます。

(施設整備等への支援)

○入所する母子の生活環境の向上を図るため、施設の設備等の整備を支援します。

③東京都ひとり親家庭自立支援計画(第4期)策定委員会の実施(令和元年度)

先述の東京都ひとり親家庭自立支援計画については、令和2年度～令和6年度までの5年間について、新たに第4期として策定されることとなっており、東京都では策定委員会を開催している。第4期の計画では、母子生活支援施設における支援の項目が表出しされる形となっており、ひとり親家庭自立支援の中でも、母子生活支援施設での支援の重要性を示しているといえる。具体的な展開については、第3期の取り組み状況を踏まえ、以下の3項目となっている。

- インケアのさらなる充実
 - ・施設の支援力向上
 - ・関係機関との連携強化
 - ・職員の確保・育成・定着への支援
 - ・施設整備等への支援

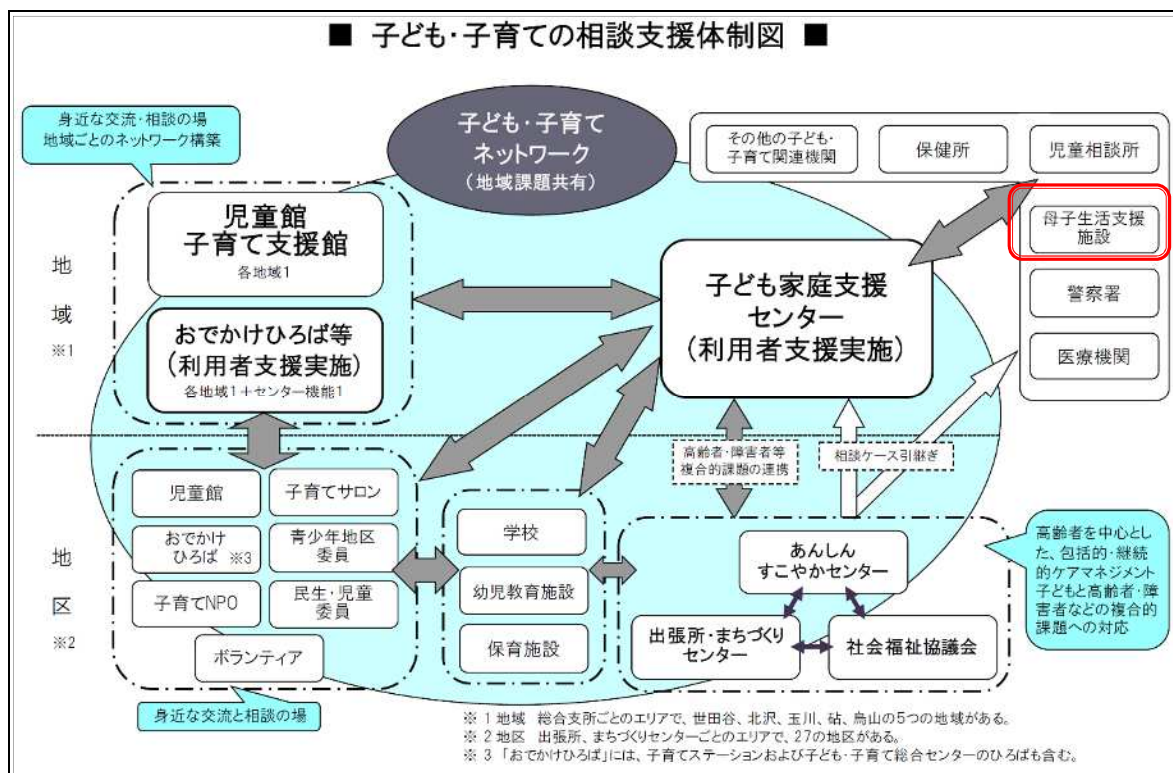
- 地域のひとり親福祉資源としての積極活用
 - ・施設の多機能化

- 広域入所の促進・入所率の向上
 - ・区部における広域利用の促進
 - ・施設の入所率向上

5. 世田谷区のこれまでの取り組み

(1) (第2期)世田谷区子ども計画(前期)(平成27年～令和元年)⁵

世田谷区の基本計画の中の基本構想の9つのビジョンのうちの一つである「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」というビジョンの実現に向けて、「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」を重点政策に掲げ、「子ども若者・教育」の分野別政策において施策の方向性を定めている。世田谷区内における母子生活支援施設の役割は、下図の通り地域の相談支援機関と位置づけられている。



子ども計画の中では、小項目のひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実として、母子生活支援施設の機能強化を掲げている。

⁵ 出典：(第2期)世田谷区子ども計画…P18 より引用

○母子生活支援施設の機能強化

母子生活支援施設の保育等の生活支援の機能強化を図るとともに、社会的養護の機能を担う施設として母子関係の調整や子どもの家庭復帰を支援する場としての活用を検討するなど、母子家庭の自立に向けた支援を行います。

(2)他自治体からの広域入所の受入開始(平成24年度～)

世田谷区から他区市への広域入所は実施していたが、平成23年度に東京都との協議の中で、広域受入に関する検討会を計8回実施し、平成24年度から世田谷区では国立2施設で広域入所の受入れを実施している。

区内私立母子生活支援施設での受入実績は、母子生活支援施設かわだが8世帯、ナオミホームが7世帯となっている。

(3)母子一体型ショートケア事業(平成25年度)

母子生活支援施設ではDV被害からの避難等、緊急性の高いケースについては、緊急一時保護の受入を実施しているが、特定妊婦や若年母など、緊急的な保護の必要性は無いが見守りが必要な母子等に対し、育児・家事指導等、生活の基礎となる部分の支援を行い、安心して地域での生活が出来るように私立施設1施設で母子一体型ショートケア事業を実施している。母子一体型ショートケアでの短期間の支援から、本入所につながるケースもあるが、母子生活支援施設での支援を受けながら、母子分離した親子の再統合の場としても活用された事例もある。実績については、P7を参照

(4)東洋大学との協働研究(平成25年度～平成29年度)

『地域で暮らす母子家庭の自立に向けた、生活保護と子ども・子育て支援の連携に関する研究』として、東洋大学と世田谷区との間で5年間の協働研究を実施した。

協働研究の内容としては、母子家庭に対する効果的な自立支援プログラムの開発と、支援する側の職員(ケースワーカー)を対象とした研修や事例研究を実施し、母子家庭の抱える問題の理解をさらに深め、より効果的な支援を行うためのスキルの習得と全体のソーシャルワークの向上を目指した。区内母子生活支援施設においても、協働研究で作成をしたチェックシートを活用しながら当事者への支援を実施した。この研究の実績を踏まえ、ひとり親支援に関わる関係者向けの当事者主体の相談支援研修を平成29年度からモデル実施、平成30年度より本格実施している。

※令和元年度実績 全3回開催

延べ86人参加

(母子生活支援施設、子ども家庭支援センター、保育園、利用者支援等)

6. 世田谷区内の母子世帯の現状

(1)ひとり親アンケート結果からの考察(平成30年度実施)

世田谷区では、区内在住のひとり親家庭の実態を把握し施策に反映するべく、5年ごとに調査を実施しており、その結果の一部を抜粋し、母子生活支援施設との関連性がある設問について考察する。

問7:住居について

母子生活支援施設に入居している世帯で調査に回答した世帯は全体の0.8%

問14:新しく仕事を始めようとするとき、必要だと思う支援について

- ・就職まで寄り添ってサポートしてくれる相談員20.3%
- ・今後の子育てと暮らしと仕事のことをあなたと一緒に考えてくれること28.8%
→相談しやすい支援が求められているといえる。

問27:周囲の人とのかかわりについて

- ・自分にわからないことがあったら誰かに教えてほしい
→そう思う、まあそう思うと回答した割合が84.2%

問31(31-2):子ども家庭支援センターの窓口を利用したことがある方で、どのようにしたら区の窓口が使いやすくなるか

→土・日・祝日窓口を開設するが54.2%、一か所で相談できるが30.5%と
なっていることから、ひとり親家庭の相談ができる場が求められている。

問32:ひとり親支援施策で知っているものについて

→母子生活支援施設については、平成30年度調査で、36.5%。平成25年度調査と比較すると、10.2%減少しており、施設そのものの認知も課題である。

(2)施設入所に関する調査(令和元年8月実施)

第1回の母子生活支援施設あり方検討委員会の中では、国、東京都、世田谷区の動向や現状についての認識を共有した中で、区内施設入所中の母子(他自治体からの広域入所世帯は除く)について、詳細な内容を各地域の総合支所の子ども家庭支援センターにも調査を実施した。調査結果の一部については、以下の通り。

①入所者が母子生活支援施設を知ったきっかけ

→全世帯が子ども家庭支援センターへの相談の中での紹介。

②入所理由(複数回答)

→11世帯が夫等からの暴力を挙げていたが、区内入所世帯については追跡の心配はない。

③入所相談件数

→平成29年4月～令和元年7月までの相談件数は14件。
うち入所に至らなかったのは2件。

④各総合支所からの意見

→調査の自由記入の中で、母子生活支援施設における保育機能についての意見が複数挙げられていた。区内母子生活支援施設では、2施設で施設内保育を行っており、1施設は補助的な保育を実施している。母子生活支援施設に入所となる場合、元々通っている小学校や保育園からの転校・転園が発生することがある。特に区内の保育園については、地域によっては入園状況が厳しい地域もあるため、転園がしにくいということから、新しい保育園が決まるまでの間、母子生活支援施設内での保育機能の活用が求められる。他区市からの広域入所の際にも、施設内保育の有無で検討しているケースもあるため、母子生活支援施設における保育機能は必要な機能ともいえる。

7. 母子生活支援施設あり方検討委員会での主な意見

母子生活支援施設あり方検討委員会の第1回～第4回の中での現状の確認や様々な調査結果を踏まえ、検討を実施した。各委員からの意見や施設長からの意見については、以下のとおり。

(1) 母子家庭のニーズの変化と施設に求められる条件について

○母子家庭の現状を正確に把握し、これまでの支援の不備不足を検討し、今後の支援に求められる職員の支援観や支援方法に関する抜本的な見直しと施設整備の見直しが求められている。

○設備の老朽化により、お風呂が共用など、今の生活環境が変わることに抵抗が強い母子もいる。結果的に設備面を理由に断わられているケースもある。

○入所する母子が減少していることは事実だが、一方で東京都の住宅政策が上手くいっていることもあり、都営住宅に当選する世帯も多い。結果的に住宅当選による退所世帯が増えている事実もある。

(2) 親子関係再構築について

○子どもの視点から、予防的に日常生活に関わり、親子関係を構築していく必要性への認識が弱く、取り組みも不十分。

○入所者に対して支援者が関わりにくい状況があるため、入所者の固有の課題を共有し専門家としての母子との関係性の構築を積極的に行う必要がある。

○児童相談所の中に親子支援のチームが組織されるが、母子生活支援施設との連携も検討しても良いのではないかと。

○世田谷区の母子生活支援施設で実施している母子一体型ショートケア事業について、実施自治体が少ないが、東京都は必要な事業と考えている。これまでの事例の中で、親子の再統合の場として活用した事例もあり、親子関係の構築としても機能できるのではないかと。

(3) 当事者が主体となる支援について

○ひとり親の状況理解と当事者の視点に立った支援が必要。子ども支援に対する取り組みは意識について弱いと感じる。直接的な支援を強化した支援がさらに必要ではないかと。

○アフターケアとしても、母子のライフステージやライフイベントごとに声掛けなどをしていくことも相談支援の一つになるのではないかな。

○母子生活支援施設での支援について、支援が必要な当事者の視点に立った支援が必要。

(4) キャリア形成支援について

○誰もが獲得しているキャリアのうち不足している部分をどう培っていくか、実践が必要ではないかな。

○母、子どもの状況を母子と施設側で共有し、今の状況を踏まえ将来への努力を積み重ねていくために、施設内での保育や就業支援、キャリア形成に向けたキャリアデザイン支援が必要ではないかな。

(5) 地域との関係について

○母子生活支援施設に入所する母子がいずれ地域で暮らしていくことを見据え、母と子が地域とつながり続ける力を獲得していくために、施設側がさらに地域資源と協働し、支援していく意識を持つ必要がある。また、地域で暮らす多数のひとり親のキャリア、暮らし、子育てをワンストップで総合的に支援する機関としての役割を果たすための工夫と努力が求められる。

○地域で生活しているひとり親のうち、同居親族等がいることで本来受けられるはずのサービスの要件を満たさずに、受けられないというケースもある。しかし実際のところはその親族等と同居しているだけで、支援を受けられていないというケースもあるため、地域の中で支えていく仕組みが必要ではないかな。

○母子生活支援施設が担うことが出来る機能があるのであれば、どの施設がどの機能を実施していくかは考える必要がある。その上で、母子生活支援施設では担うことが出来ない機能については、地域資源が代用できるように、地域資源も充実させる必要があるのではないかな。

○母子生活支援施設で生活する母子が地域で安心して生活するためには、生活と仕事と子育てのバランスを支えること。施設の中の生活でも、困っていることに対して一緒に考えたり、一緒にやってみるなどが重要だが、地域に出てからのことを考えると、地域で安心して相談できる場などを施設で生活している段階から、丁寧に伝えていくことが必要なのではないかな。

○母子生活支援施設から地域に出るまでに、地域資源と丁寧につないでいくことが必要。また、地域に出てから生活する母子は、話を聞いてほしいと思うこともある。そういうときに母子生活支援施設でちょっとした相談を受けるなど、退所後も地域で頼れる場所という役割が必要ではないかな。

○アフターケアについては、年限を決めての支援となっているが、地域に出てからの支援として充実させる必要がある。

(6) 他機関との連携について

○施設と関係機関双方が十分な情報を得ていないままで、結果的に当事者である母子が主体となった支援への役割分担が不十分である。

○これまでは母子生活支援施設は東京都が管轄している施設であるからこそ、区から施設に対しての指導は困難であったが、令和2年度から世田谷区が児童相談所設置市となることにより、母子生活支援施設の認可や指導権限も移管される。支援面についても世田谷区としての方向性を示す必要がある。

○子ども家庭支援センターと母子生活支援施設の連携は重要と考えているが、地域資源などの活用を踏まえると、連携ではなく一体となって支援していく必要があるのではないかと。

○母子を保護することは施設に入れたままにすることではなく、地域と施設を行き来できるような仕組み、地域資源の中にある母子生活支援施設という一体的なシステムに意識も含め変えていく必要がある。関係機関との連携をしながら一体的に母子の自立を支援していく機能となる必要があるのではないかと。

○DVや虐待被害者の緊急一時保護など従来から実施している機能は引き続き実施しながら、さらに、特定妊婦の受け入れ、地域で生活している困難を抱える家庭への支援も実施していく必要がある。そのためには関係機関との連携をさらに実施していく必要がある。

(7) その他の意見

○区内に3施設母子生活支援施設があるが、これからの施設が担う機能面においても区立施設が中核を担っていくことも検討していく必要があるのではないかと。

○社会的なニーズに対して、施設の支援面や機能面の柔軟性が不十分。

(8) 各施設からの事業実施意向について

○産前産後母子支援事業(妊産婦の受入)については、区内全ての施設が受入を検討している。平成30年度には、横浜市で産前産後支援事業を先駆的に実施している施設を視察し、母子生活支援施設の施設長級の研修の中でも、特定妊婦の受入等議論が行われている。

○地域に開かれた支援については、国からも方向性が示されている中で、区内施設でも地域のひとり親支援としての開かれた施設を検討している。区としても具体的な方向性などを示していく必要がある。

○施設の特性上、DV被害者の保護の役割を担っているため、施設所在地を公表しにくいと、施設での取組みを別の場所で行っている他自治体の施設もあることから、地域への開き方については他自治体の事例も踏まえた検討が必要。

(9)他施設の見学について(今後必要な取り組みや機能等について)

今回の母子生活支援施設あり方検討委員会を進めていく中で、世田谷区内の母子生活支援施設において実施する機能等の検討を行うため、母子生活支援施設の取り組みを地域に開いている施設や、アフターケアにも力を入れている施設について、世田谷区の施設とは異なる取り組みを行っている施設について、施設見学を実施した。各施設の特徴的な取り組みなどについて紹介する。

① ひまわり苑(大田区) 運営主体:公設民営

運営法人:社会福祉法人 大洋社

ひまわり苑は、大田区からの指定管理を受けている施設で、地域の福祉事業と連携をしながら、母子生活支援施設での取り組みを地域のひとり親世帯も利用できるように、様々な事業を展開している。具体的な方法としては、母子生活支援施設そのものが DV 被害者保護等の理由で所在地を公表できない点をクリアするため、地域の福祉関係の法人や施設と連携し、母子生活支援施設の職員がほかの法人の施設を活用し、地域に施設の機能を開いている。

法人内での人材育成についても力を入れており、専門性が求められる支援に対応できるように、独自の人材育成プログラムなどを実践している。

② かしわヴィレッジ(新宿区) 運営主体:公設事営

運営法人:社会福祉法人 新宿区社会福祉事業団

かしわヴィレッジは、新宿区より社会福祉事業団が受託し、運営をしている。世田谷区内の施設と大きく異なる点は、入所世帯数が10世帯であり、夜間の宿直職員を置いていないことと、入所期間を2年間と定めている点である。夜間の宿直を置かない代わりに、職員が22時ごろまで対応することで、深夜時間帯の母子への不安を軽減するように支援を行っている。

また、かしわヴィレッジでは、地域に出るからのアフターケアにも力を入れており、退所してからも施設がサポートする体制が作られている。入所世帯が少ない施設であることから、職員だけですべての支援を行うのではなく、地域資源を活用した支援を行っている。

今回見学を行った施設については、地域資源の活用と、退所後のアフターケアの充実が特徴といえる。施設の中の支援だけではなく、地域資源を活用することによって、施設に求められる機能を地域の中で補っているといえる。地域と母子生活支援施設を切り分けるのではなく、母子生活支援施設も地域資源の一つとなっているともいえる。世田谷区の各母子生活支援施設での事業の意向や、他自治体における施設の取り組みを参考に、区内の母子生活支援施設の特性も踏まえながら、今後の区内の母子生活支援施設における方向性を示していきたい。

8. 母子生活支援施設あり方検討委員会を踏まえた世田谷区内母子生活支援施設の方向性 ～ひとり親家庭支援拠点を目指して～

国や東京都の母子生活支援施設についての方向性と、区内母子生活支援施設の課題を通じての検討を踏まえ、世田谷区としての区内母子生活支援施設の今後の方向性を示すとともに、令和2年度から始まる子ども計画(第2期)後期計画に沿ったひとり親家庭支援の施策として、今後区内各施設との協議を行いながら、機能の向上を実施する。方向性の柱は大きく6点である。

世田谷区内母子生活支援施設の今後の方向性について ～ひとり親家庭の支援拠点を目指して～

主な課題

* ひとり親家庭のニーズの多様化

- ・母子生活支援施設入所者が都営住宅へ入りやすくなるひとり親施策の充実もあるなか、母子生活支援施設が様々な課題を抱えるひとり親のニーズに的確に応えることができなくなっている。またそのことに伴い、入所世帯が減少している。
- ・ひとり親になってもできる限り子どもの環境を変えず、地域の中で生活したいという意向。
- ・施設の中で支援を受けるよりも、他者からの支援を受けることに対する抵抗感があり、施設で生活する上での制約に対し、不自由さを感じる。
- ・老朽化、狭隘化など設備面の生活スタイルとの乖離

* 社会状況の変化に合わせた施設の機能強化の必要性

- ・特定妊婦の受入
- ・地域のひとり親家庭支援として開かれた施設
(母子一体型ショートケア事業やショートステイ事業など多様な支援メニューの拡充)
- ・DV 被害者の保護の機能と開かれた機能の施設としての両立

* 施設の支援力向上(人材づくり)の必要性

- ・当事者視点の支援の必要性(特に子どもへの直接的支援の強化)
- ・入所者との関係性の積極的な構築
- ・母子の状況に合わせたキャリアデザイン支援の強化
- ・退所後に地域で暮らしていくことを見据えた地域資源と協働した支援の充実
- ・区立児童相談所や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関との連携強化

今後の方向性(6つの柱)



- * 社会的養育の役割を担う - 親子関係の(再)構築支援 -
- * 施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える
- * 地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う
- * 地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う
- * ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり
- * 施設の条件にあった事業の見直しを行う

実施に向けた主な取り組み

施設の役割

【社会的養育の役割を担う - 親子関係(再)構築支援について - 】

施設内・施設外でのひとり親家庭の親子関係(再)構築支援を行う。施設の支援としてはショートステイ機能をメインとした親子関係構築に向けた支援や、養育里親などの支援を担う。

【施設内や地域のひとり親のキャリア形成支援を支える】

親と子の子育てと仕事の両立を支えるためのライフステージに合わせたキャリア形成支援を行う。自立支援の柱となる自立支援計画の策定、親の就業支援、親子の学習支援など、日々の生活の中で支援をする。自立支援計画に関しては、子ども家庭支援センター等の関係機関と一体化した支援を行う。

【地域のひとり親家庭にも開かれた施設として、頼られる支援を行う】

区内のひとり親が施設内で暮らすか、地域で暮らすか今の状態を問わず、様々な状態にある母と子が継続的に、安全で安心な暮らしができるように居場所機能を担う。

また、入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭に対して、子育て相談や、施設内保育など、施設機能も活用したサービス提供のできる開かれた施設とする。必要に応じて、地域団体等と連携・協働し、多様なニーズに対応する。

【地域の多様な社会資源と連携し、ハイリスク家庭等に対するセーフティネットの機能を担う】

DV や虐待被害者への対応として、シェルター機能を確保しつつ、特定妊婦、地域で生活する困難を抱えた家庭など、ハイリスクの家庭に対しても地域で支えていく役割を担う。

【ひとり親家庭支援拠点を担い、当事者主体の支援、子ども支援を進める人材づくり】

ソーシャルワーク機能を担う職員の育成を行う。入所者だけでなく、地域で生活するひとり親家庭等に対して、支援の専門性が求められることから施設職員のキャリアパスの仕組みをつくり、新たな機能を担う当事者主体のソーシャルワークの役割を果たす人材づくりを行う。

世田谷区の役割

【施設の条件にあった事業の見直しを行う】

母子生活支援施設の小規模化・多機能化、施設職員が地域支援機能を担うために、施設への支援等について検討する。施設における人材育成のための研修の充実や、既存施設の多機能化について、ひとり親家庭支援拠点としての施設づくりのバックアップを担う。

地域のひとり親を支援する拠点として、6つの方向性の柱を実現するために、以下のとおり今後の施設の整備を目指していく。

区内母子生活支援施設の目指す姿

小規模化

(受入世帯数を絞って手厚くケア)



多機能化

(入所者支援だけでなく退所者、地域のひとり親家庭等も利用できる支援を実施)

施設の安全性を保持しながら、母子生活支援施設が持つ様々な機能を活かし、地域のひとり親家庭支援にも開いていく。また、当事者を主体として支援を確実に実践するために、施設における支援の内容の充実を図る。そのための人材育成や支援内容の目指すべき水準の統一化に向けて、ガイドラインづくりなどを実施する。

9. 区立母子生活支援施設の役割の検討について

これまでのあり方検討委員会の中で、世田谷区における母子生活支援施設が抱える課題についての検証や、今後ひとり親家庭支援として施設が担う役割や機能について検討を進めてきたが、地域のひとり親家庭支援の重要な拠点として母子生活支援施設を位置付ける上で、世田谷区内に区立の母子生活支援施設があることを活かし、本あり方検討委員会で示された方向性を実践するために具体的な検討を進めていく。区内にある3施設が地域のひとり親家庭支援拠点として役割を担うために、区立の母子生活支援施設がその中核を担う施設としての役割についてさらに検討していく。

10. 終わりに

母子生活支援施設については時代とともに、その担う役割は変化している。かつては、戦災未亡人の受入を行っていたこともあり、これまでの時代の変遷とともに様々な課題を抱える母子家庭の支援を行ってきた歴史がある。近年では、DV被害者の受入を行うことから、施設の秘匿性が確保される必要があり、地域に対しては閉鎖的な施設としての役割を担っている。しかし、実際に入所している母子への支援面を見ていくと、緊急一時保護的なものに特化しているということではなく、従来から行われている子育ての困りごとに対する相談、子どもへの学習支援、一時的な子どもの保育など、子育て中のひとり親に必要な機能を提供している施設であるといえる。

母子生活支援施設に入所している母子もその施設の地域で生活している住民であることから、区内の母子生活支援施設については世田谷区内の社会資源の一つという位置付けとなる必要があるといえる。ひとり親家庭への専門的な支援が行える施設として、その機能を施設に入所している母子だけでなく、地域で生活しているひとり親に対してもその機能を開いていくことがこれからの時代に求められていく機能といえる。

施設が行う支援についても、施設内に囚われるのではなく、地域に向けたアウトリーチ型の支援として展開することや、入所型支援とアウトリーチ型の支援を取り入れたハイブリッド型で展開するなど、施設を活用した柔軟性を持った機能面についても今後の議論の中で検討していく必要があるといえる。

母子生活支援施設を地域の社会資源の一つとして今後も活用するためには、施設の支援方針、施設内での職員の人材育成による支援力の向上だけでなく、子ども家庭支援センターなど世田谷

区の行政機関やその他の関係機関の連携に留まらない一体的な支援が必要といえる。

令和2年度から区立の児童相談所が設置され、それに伴い母子生活支援施設の指導権限についても東京都から世田谷区へ移管されることとなる。地域の社会資源としての母子生活支援施設を検討していく上で、各施設とも協議しながら、世田谷区にとって必要な母子生活支援施設としての形を示していきたいと考える。

《別添資料1》 委員名簿

NO	施設名・所属	名前
1	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授	森田 明美
2	江戸川大学 メディアコミュニケーション学部 こどもコミュニケーション学科 准教授	我謝 美左子
3	東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 講師	上田 美香
4	子ども・若者部長	澁田 景子
5	子ども・若者部 子ども家庭課長	増井 賢一
6	烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長	大里 貴代美
7	玉川総合支所保健福祉センター生活支援課長	須田 将司
8	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課長	石崎 泰江
9	児童相談所開設準備担当部児童相談所運営計画担当課長 (第1回～第3回まで)(現:児童相談所開設準備担当部長)	土橋 俊彦
10	児童相談所開設準備担当部児童相談所運営計画担当課長 (第4回)	河島 貴子
11	生活文化部人権・男女共同参画担当課長	小野 恭子
	子ども・若者部 子ども家庭課(事務局)	辻川 理恵
		祐下 真実
		菅沼 雄一

《別添資料2》 世田谷区子ども計画(第2期)後期計画 令和2年～6年 P79 より抜粋

① 子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実

iii 母子生活支援施設の多機能化と質の維持・向上

社会的養護の機能を担う施設として、また施設に入所せず地域の中で子育てをしているひとり親家庭への支援等、開かれた施設として、母子生活支援施設の多機能化の検討を進めるとともに、母子家庭の自立に向けた支援を行います。さらに DV や様々なストレスを抱えた入所母子に対して、質の高い支援を行っていくため、施設職員の人材確保・育成に向けた支援を行っていきます。

《別添資料3》母子生活支援施設あり方検討委員会(資料集)

他区市からの広域入所世帯の受け入れについて(表1)

施設名(縦) 受入れ年度(横)	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
母子生活支援施設かわだ	2	1	2	0	0	1	0	2	8
ナオミホーム	0	0	1	3	0	1	1	1	7

・都内32施設のうち、広域入所を行っている施設が11施設のみであるため、広域入所についての相談は他自治体からの連絡は年に数件入っている。実際に施設見学を行って入所となったのは、表1の通り。

区内母子生活支援施設の入所理由

(東京都実施の社会的養護に関する調査より抜粋)(表2)

※数字は世帯数。管内入所分のみ記載。	H27年度	H28年度	H29年度
夫等の暴力	9	0	2
入所前の家庭内環境の不適切	6	2	0
母親の心身の不安定	0	4	2
職業上の理由	0	0	0
住宅事情	21	3	1
経済的理由	10	2	0
その他	2	0	0

・住宅困窮、夫等の暴力、母親の心身不安定による入所要件が多い。

入所世帯の内訳(令和2年2月1日現在)(表3)

	母平均	子平均
パルメゾン上北沢	38.4歳	6.9歳
母子生活支援施設かわだ	34.8歳	5.0歳
ナオミホーム	38.1歳	6.0歳

・各施設とも、30代～40代以上の母の入所が多い。

入所世帯の平均入所期間(令和2年2月1日現在)(表4-1)

施設名	平均入所年数
パルメゾン上北沢	23.1ヶ月(≒1年11ヶ月)
母子生活支援施設かわだ	56.3ヶ月(≒4年8ヶ月)
ナオミホーム	36.3ヶ月(≒3年)

<施設別> (表 4-2)

	10年 以上	9～ 10年	8～9 年	7～8 年	6～7 年	5～6 年	4～5 年	3～4 年	2～3 年	1～2 年	1年 未満
パルメゾン上北沢	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	3
母子生活支援施設 かわだ	1	0	0	0	2	0	2	1	1	1	1
ナオミホーム	1	0	0	0	0	0	2	1	0	2	2

平成30年度世田谷区ひとり親家庭実態調査結果(抜粋)

※()内の回答は平成25年度調査

問7 住居についてお伺いします。1つだけ○をつけてください。(N=1,442)

1. 自分名義の持ち家	15.3%(13.8%)
2. 自分の親族名義の持ち家	25.7%(24.8%)
3. 賃貸マンション・アパート	42.2%(43.5%)
4. 都営または区営住宅	8.0%(都営 6.1%,区営 1.6%)
5. 公社・公団住宅	1.9%(2.5%)
6. 給与住宅(社宅・公務員住宅など)	0.7%(-)
7. 母子生活支援施設	0.8%(1.2%)
8. その他(具体的に:)	3.3%(5.7%)
無回答	2.1%(0.7%)

問14 新しく仕事を始めようとするとき、必要だと感じる支援は何ですか。

あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。(n=459)

1. 条件に合う仕事のあっせん	61.7%(73.4%)	7. ハローワーク等への同行	2.2%(2.1%)
2. 職業訓練の機会が増えること	24.6%(26.1%)	8. 就職まで寄り添ってサポートしてくれる相談員	20.3%(20.5%)
3. 職業訓練中の経済的支援	42.3%(49.4%)	9. 今後の子育てと暮らしと仕事のことをあなたと一緒に考えてくれること	28.8%(-)
4. 就職活動や職業訓練中の子どもの保育	15.0%(32.4%)	10. その他(具体的に:)	5.4%(3.5%)
5. 就職のための適性診断	10.5%(8.5%)	11. 必要だと感じる支援はない	9.2%(-)
6. 履歴書の書き方の指導など	5.9%(7.7%)	無回答	3.9%(7.1%)

問 27 あなたの周囲の人との関わり方について、普段どのようなことを考えていますか。
 それぞれあてはまる答えの番号1つに○をつけてください。(N=1,442)

	とても そう思う	まあ そう思う	どちらとも いえない	あまり そう思わない	まったく そう思わない	無回答
A できることなら、いつも誰かと一緒にいたい	9.1% (-)	20.9% (-)	32.1% (-)	27.0% (-)	9.1% (-)	1.8% (-)
B いつも誰かに見守ってもらいたい	10.3% (-)	25.0% (-)	30.5% (-)	24.2% (-)	8.1% (-)	1.9% (-)
C 人から「元気？」などの気くばりの言葉がほしい	7.6% (-)	26.4% (-)	26.8% (-)	26.4% (-)	10.8% (-)	2.0% (-)
D 何かやろうとするときには、誰かにはげまされたり、 気づかってもらいたい	9.5% (-)	31.5% (-)	25.7% (-)	22.1% (-)	9.3% (-)	1.9% (-)
E 忙しいときには誰かに手伝ってほしい	27.9% (-)	46.0% (-)	14.2% (-)	7.4% (-)	2.8% (-)	1.7% (-)
F 体調が悪くなったときは、誰かに仕事を代わって ほしい	31.1% (-)	40.3% (-)	15.2% (-)	7.6% (-)	3.7% (-)	2.1% (-)
G 自分一人で片付けられない仕事があったときは、 誰かに手伝ってほしい	27.1% (-)	48.9% (-)	11.9% (-)	7.5% (-)	2.7% (-)	1.9% (-)
H 自分にはわからないことがあったら、誰かに 教えてほしい	34.7% (-)	49.5% (-)	9.3% (-)	3.5% (-)	1.1% (-)	1.9% (-)
I 難しい仕事をあてられるときには、誰かと一緒の 方がよい	21.7% (-)	39.2% (-)	24.6% (-)	9.7% (-)	2.9% (-)	1.9% (-)

問 31-2 どうしたら区の窓口が利用しやすくなると思いますか。

あてはまる答えの番号すべてに○をつけてください。(n=442)

1. 夜間窓口を開設する	29.4%(-)
2. 土・日・祝日窓口を開設する	54.3%(-)
3. 受付場所を増やす	18.1%(-)
4. 託児がある	16.5%(-)
5. 一か所で色々な相談ができる	30.5%(-)
6. 同行してくれる人がいる	1.1%(-)
7. 専門的な相談ができる(具体的に:)	7.0%(-)
8. インターネットでの相談を行う	28.1%(-)
9. その他(具体的に:)	7.7%(-)
無回答	13.1%(-)

問 32 以下のひとり親の方への支援策等をご存知でしたか。

知っている事業にそれぞれ○をつけてください。

(N=1,442)

1. ひとり親家庭等医療費助成	92.0%(93.6%)
2. ひとり親家庭等ホームヘルプ(養育支援等ホームヘルプ)	24.8%(30.5%)
3. ひとり親家庭休養ホーム	26.3%(28.4%)
4. 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	38.3%(47.5%)
5. 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	30.8%(37.4%)
6. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	11.7%(-)
7. 区の資金貸付	33.0%(46.9%)
8. 都の母子及び父子福祉資金貸付	25.0%(40.8%)
9. 母子生活支援施設	36.5%(46.7%)
10. 公営住宅の優遇抽選等	58.0%(71.3%)
11. 在宅就業支援講座	13.9%(27.2%)
12. ひとり親家庭等の子どもの学習支援(かるがもスタディルーム)	29.4%(21.9%)
13. 子どもの居場所(せたがやゼミナール)	6.4%(-)
14. 受験生チャレンジ支援貸付金(塾代・受験料の貸付)	27.6%(19.8%)
15. ひとり親家庭同士の交流イベント	17.9%(27.7%)
16. メールマガジン「ひとり親家庭支援情報」	22.7%(24.3%)
17. リーフレット「ひとり親家庭が新しい一歩を踏み出すために」	37.2%(34.5%)
18. ひとり親支援ナビ(チラシ)	5.8%(-)
19. 養育費相談会	12.8%(-)
20. 子育てひろば・おでかけひろば	31.7%(32.6%)
21. ほっとステイ	28.3%(24.4%)
22. 地域子育て支援コーディネーター(利用者支援事業)	8.3%(-)
23. ショートステイ・トワイライトステイ	17.5%(26.9%)
24. 男女共同参画センター”らぷらす”の就業支援講座	13.1%(17.9%)
25. 男女共同参画センター”らぷらす”の 「シングルマザーのほっとサロン」	14.2%(-)
26. 三茶おしごとカフェ	32.0%(12.1%)
27. ぷらっとホーム世田谷	19.0%(-)
無回答	5.0%(-)

世田谷区内母子生活支援施設の変遷(表5)

時期	施設数	内容
昭和7年	0施設	救護法制定 母子寮についての規定が法律上に位置づけられる。
昭和13年	0施設	母子保護法により母子寮が規定され、 以降全国的に施設数が増えていく。
昭和16年1月	1施設	東京市世田谷桜寮が開寮
昭和19年4月	1施設	恩賜財団軍人援護会東京支部が引き継ぎ、 東京市世田谷桜寮から世田谷母子寮と改称する。
昭和22年	1施設	児童福祉法が制定される。
昭和23年7月	2施設	河田母子寮が開寮する。児童福祉施設の認可を受ける。 世田谷母子寮が児童福祉施設の認可を受ける
昭和29年11月	3施設	ナオミ母子寮が開寮
昭和39年9月	3施設	世田谷母子寮が改築
昭和40年4月	5施設	地方自治法等の一部を改正する法律の施行により、東京都の施設 であった上北沢母子寮と千歳母子寮が世田谷区に移管される。
昭和42年3月	5施設	上北沢母子寮を改築
昭和42年4月	4施設	上北沢母子寮が千歳母子寮を吸収し運営開始
昭和45年5月	4施設	河田母子寮を新築
昭和46年4月	4施設	ナオミ母子寮が児童福祉施設の認可を受ける。
昭和50年4月	4施設	ナオミ母子寮を改築
平成7年3月	4施設	上北沢母子寮改築。世田谷区母子寮パルメゾン上北沢に改称
平成10年4月	4施設	児童福祉法が改正。母子寮が母子生活支援施設に改められる。 世田谷区母子寮パルメゾン上北沢 →世田谷区立パルメゾン上北沢 世田谷母子寮→サンライズ世田谷 河田母子寮→母子生活支援施設 KAWADA ナオミ母子寮→ナオミホーム にそれぞれ改称する。
平成10年8月	4施設	母子生活支援施設 KAWADA →母子生活支援施設かわだに改称する。
平成19年2月	4施設	母子生活支援施設かわだ耐震補強工事・大規模修繕完了。
平成21年	3施設	サンライズ世田谷が老朽化と利用率の低下により廃止となる。以降 現在まで3施設体制となる。